

国立大学法人大分大学情報セキュリティインシデント対応内規

平成28年9月21日制定

平成28年内規第5号

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人大分大学情報セキュリティ実施細則（平成23年細則第4号）第9条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の情報資産に係るインシデントの対応に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「インシデント」とは、法人における情報ネットワークへの不正アクセス、情報ネットワークを通じた著作権侵害、公開ネット上の中傷被害、情報システムからの漏えい等の情報セキュリティに係る事故をいう。
- (2) 「物理的インシデント」とは、前号に規定するインシデントのうち、災害、火災、事故等により、ネットワーク機器又は回線の損壊、滅失等を理由とする情報システム及びネットワークの機能不全、障害等が生じることで、情報セキュリティの確保が困難な事態又はそのおそれが生じることをいう。
- (3) 「セキュリティインシデント」とは、第1号に規定するインシデントのうち、次に掲げる行為により、情報セキュリティの確保が困難な事態又はそのおそれが生じることをいう。
 - ア 情報システム又はネットワークの稼動を妨害し、データの改ざん又は消失を起こす行為
 - イ 情報ネットワークの帯域、ディスク又はCPUの資源を浪費することにより、情報システム又はネットワークの機能不全、障害等を発生させることその他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- (4) 「コンテンツインシデント」とは、第1号に規定するインシデントのうち、法人の情報システム又はネットワークを利用した情報発信内容が、著作権侵害等の違法行為又は公序良俗違反である行為となること及びその旨主張する被害者等からの請求があることをいう。

(報告及び相談)

第3条 インシデントに遭遇した者又はインシデントを疑った者は、直ちに情報セキュリティ責任者、部局内情報セキュリティ管理者、情報システム等管理者、情報基盤センター、医学情報センター、医療情報部又は学術情報課情報化推進室に報告又は相談するものとする。

2 前項に規定する報告又は相談を受けた者は、重要かつ緊急であると認められるときは、当該報告及び相談について総括情報セキュリティ責任者及び総括情報セキュリティ責任者補佐に報告しなければならない。

- 3 総括情報セキュリティ責任者は、インシデントが全学的な危機のおそれのある事態であると認めるときは、危機の状況を関係する理事及び学長に報告しなければならない。

(インシデント発生時の対応)

- 第4条 インシデントの事実を確認した者は、直ちに被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全、復旧等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 インシデントの報告を受けた総括情報セキュリティ責任者補佐は、被害拡大を防止するため、直ちに情報システム又は情報ネットワークを停止し、又は停止の指示しなければならない。
- 3 総括情報セキュリティ責任者及び総括情報セキュリティ責任者補佐は、必要に応じ、学内に対してインシデントの対応状況の説明をするものとする。
- 4 総括情報セキュリティ責任者補佐は、必要に応じ、攻撃元、関係するサイト等に指導又は報告を行う

(インシデント対応チーム)

- 第5条 インシデントの発生時に迅速かつ円滑な対応を図るため、情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「CSIRT」という。）を置く。
- 2 CSIRTは、学術情報拠点、医療情報部及び学術情報課情報化推進室の職員により構成する。
- 3 CSIRTは、次の各号に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) インシデントの発生に当たり、総括情報セキュリティ責任者及び総括情報セキュリティ責任者補佐の下、情報を収集し、事象を正確に把握するとともに、必要に応じて被害拡大の防止、復旧及び再発の防止に係る技術的支援又は助言を行うこと。
 - (2) 学内のインシデントの発生状況を取りまとめ、総括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、インシデント対策に関する意思決定を支援すること。

(部局対策本部)

- 第6条 総括情報セキュリティ責任者は、インシデントに係る情報を収集するため、及びインシデントに係る危機が発生した場合において当該危機に対応するため、国立大学法人大分大学危機管理規程（平成21年規程第7号）第13条第1項に規定により、部局対策本部を学術情報拠点に設置するものとする。

(再発防止策の検討)

- 第7条 総括情報セキュリティ責任者は、インシデントの対応が終了したときは、学長に報告しなければならない。
- 2 総括情報セキュリティ責任者は、インシデントの対応が終了したときは、インシデント発生要因を特定の上、総括情報セキュリティ責任者補佐とともに再発防止策を検討し、及び実施しなければならない。
- 3 情報セキュリティ責任者は、インシデントの対応が終了したときは、部局におけるインシデ

ント発生の要因を特定の上，部局内情報セキュリティ管理者及び情報システム等管理者とともに再発防止策を検討し，及び実施しなければならない。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか，インシデントの対応に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この内規は，平成28年9月21日から施行する。

附 則（令和2年内規第1号）

この内規は，令和2年4月1日から施行する